

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和33年8月12日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	うきは市	職員数* (H19. 4. 1現在)	0
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	16円 (H17)	公営企業債現在高(百万円)	24 (H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	12 (H18)
不良債務 (百万円)		財政力指數*	0.401 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率* (%)	6.5 (H18)
		経常収支比率* (%)	82.1 (H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
- 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
- 該当なし

[合併期日：平成17年3月20日 合併前市町村：吉井町、浮羽町]

簡易水道事業は旧吉井町のみ実施しており、今後の水道計画としては、平成27年完成予定の小石原川ダムの建設に参画し、筑後川からの取水権を得た後、県南広域水道企業団に加入し、簡易水道事業を上水道事業に統合する予定である。

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内 容
計画名	うきは市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～23年度
計画策定責任者	うきは市長 怡土 康男
既存計画との関係	うきは市行政改革集中改革プラン2005 (H17～H21)
公表の方法等	計画承認後、議会に説明及びホームページに掲載
基本方針	集中改革プランの計画期間である平成21年度までの確実な計画実行を基本に、今後の財政健全化に向けて計画を策定する。 具体的には、歳入においては未納対策を強化し収入の確保を図り、歳出においては漏水対策をおこない維持管理費の節減に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			6	6
	補償金免除額			1	1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合計
公営企業債	簡易水道事業債			2,214	2,214
	簡易水道事業債			4,261	4,261
合計(A)				6,475	6,475
一般会計の再計上の負担分					
合計(B)					
公営企業で負担するもの(A)-(B)				6,475	6,475

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合計
公営企業債					
合計(A)					
一般会計の再計上の負担分					
合計(B)					
公営企業で負担するもの(A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合計
公営企業債					
合計(A)					
一般会計の再計上の負担分					
合計(B)					
公営企業で負担するもの(A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区分	内容
財務上の特徴	<p>歳入については、平成18年度から平成20年度まで事業債の借入を計上しているが、これは老朽化対策に伴う配水管の布設替実施に伴うものである。また、基準外の一般会計繰入金を平成17年度から19年度まで計上しているが、配水管布設替による維持管理費の縮小により、平成21年度以降は基準内の繰り入れのみとなる見込みである。</p> <p>歳出については、配水管布設替を平成18年度から平成21年度までに実施のため資本的支出が増加するが、それ以降は計画期間内の資本的支出の支出予定はなく、維持管理経費も縮小する見込みである。</p>
経営課題	<p>課題①未納対策の強化 長期滞納者が増えているので、未納対策の強化が求められている。(関係所管連携して、税を含めた滞納管理の一元化を図り徵収を強化する必要がある)</p> <p>課題②漏水対策 配水管の老朽化により、ここ数年漏水が発生しており対策が急務となっている。(平成18年度開始、21年度に布設替完了予定:4年間)</p> <p>課題③</p> <p>課題④</p> <p>課題⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

III 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円、%)

区分		年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (計画)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	13	13	12	8	8	8	8	9	9	9	9	10
	(1) 営 業 収 益 (B)	13	13	12	8	8	7	7	7	8	7	7	8
	ア 料 金 収 入	13	13	12	8	8	7	7	7	8	7	7	8
	イ 受 記 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	0	0	0	0	0	1	1	2	1	2	2	2
	ア 他 会 計 繰 入 金						1	1	2	1	2	2	2
	イ そ の 他												
収益的 収支	2 総 費 用 (D)	8	9	11	7	8	8	7	7	7	7	7	8
	(1) 営 業 費 用	7	8	10	6	7	7	6	5	6	5	5	6
	ア 職 員 給 与 費												
	うち 退職手当												
	イ そ の 他	7	8	10	6	7	7	6	5	6	5	5	6
	(2) 営 業 外 費 用	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2
	ア 支 払 利 息	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2
	うち 一時借入金利息												
資本的 収入	イ そ の 他				0								
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	5	4	1	1	0	0	1	2	2	2	2	2
	1 資 本 的 収 入 (F)	0	0	21	7	19	60	36	16	0	4	0	0
	(1) 地 方 債					16	53	34	6	0	4	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金				3	3	3	2	10	0	0	0	0
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都道府県)補助金												
資本的 収支	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他			21	4		4						
	2 資 本 的 支 出 (G)	4	1	8	12	18	60	34	6	0	14	0	0
	(1) 建 設 改 良 費	3		7	11	17	53	34	6	0	14	0	0
	うち 職員給与費												
	(2) 地 方 債 償 戻 金 (H)	1	1	1	1	1	7	0	0	0	0	0	0
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 戻 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
資本的 支出	(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-4	-1	13	-5	1	0	2	10	0	△ 10	0	0

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

(3) 経営指標等

(単位: %)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	152	130	107	106	94	85	102	95	100	95
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	152	130	107	101	91	53	114	129	129	125
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)										
緑入金比率	収益的収入分 (%)	0	0	0	0	5	13	9	2	2
	うち基準内繰入金 (%)	0	0	0	0	4	0	5	1	1
	うち基準外繰入金 (%)	0	0	0	0	1	13	4	1	1
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)									
	資本的収入分 (%)	0	0	0	41	15	5	26	10	0
	うち基準内繰入金 (%)	0	0	0	5	2	2	6	0	0
	うち基準外繰入金 (%)	0	0	0	36	13	3	20	10	0
	うち赤字補てん的なもの (%)									

注 1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合=地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益-受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合=地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益-受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益-受託工事収益)／(営業費用-受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益-受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用+地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益-受託工事収益) × 100

(8) 緑入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円／m³) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円／m³) = (経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合= (経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金+減価償却費)+企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合= (経常費用-(受託工事費+基準内繰入金)+地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	「Ⅲ 今後の経営状況の見通し(2)他会計繰入金」で示しているように、布設替えの完了する平成21年度以降は基準外繰出しを必要とせず、現在の料金設定での使用料等での運営を見込んでいる。 料金収入については、未納対策の強化により滞納額の減少を図り、現年度の徴収率を98%、滞納分を30%に目標設定し、効果額として約百万円を見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	平成19年度は今回の繰上償還に伴う一般会計からの基準外繰入が発生するが、平成20年度完了予定の配水管布設替により、漏水関係経費を含む維持管理経費の削減が見込まれ、平成20年度以降は基準外繰入は発生しない見込み。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	売却資産の予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	下水道の供用開始による需要の拡大。

注 1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>上下水道課にて下水道(特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設・特定地域生活排水処理施設)及び簡易水道・専用水道の予算等の管理をしているが、簡易水道事業に専任職員は配置していない。</p> <p>※専任職員配置 特定環境保全公共下水道 12人、農業集落排水施設 1人、特定地域生活排水施設 1人 計14人</p>
○ 給与のあり方	H.18.4.1の国の給与構造改革に準じた見直しを行っている。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p style="color: red; font-weight: bold;">22年4月に0%</p> <p>地域手当は、3%であったものを20年4月に1.0%とした。今後は、平成22年度を目途に廃止することを検討中である。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>現在は、行政職(一表)の給料表を適用しているが、4級止まりとしている。</p> <p>今後は、業務のアウトソーシングを含め検討をおこない経費削減に努めるとともに、給与の取り扱いについては年度末に公表の予定である。</p> <p>※簡易水道事業会計には、技能労務職員等は配置していない。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	18年より、特昇は廃止している。
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>福祉協会負担金について、18年度までは、4／1000を負担していたのを、19年度から3.5／1000とした。</p> <p>今後は、福利厚生事業の委託化も含めてあり方の検討をおこない、その内容について年度末に公表する予定である。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>(課題 2) 漏水対策</p> <p>老朽化した配水管の布設替えを全地域実施することにより、維持管理費(漏水対策費:修繕料)の削減をはかる。(別表添付)</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	シルバーパートナーズに運転管理等を委託している。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	該当なし。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	毎年度の予算、決算状況を広報誌、ホームページにおいて公開している。
○ 行政評価の導入	具体的な導入時期、内容については未定であるが、今後の導入について検討している。
5 その他	(課題 1) 未納対策の強化 平成19年度より徴収対策室を中心に、滞納をかかえている関係各課と連携することにより徴収事務の一元化をはかり、未納対策の強化に取り組んでいる。簡易水道については、現年度の収納率を98%、過年度滞納分の収納率を30%に目標を設定して取り組む。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 線上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 總上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員は配置していない。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成19年度より徴収対策室を中心に、滞納をかかえている関係各課と連携することにより徴収事務の一元化をはかり、未納対策の強化に取り組んでいる。簡易水道については、現年度の収納率を98%、過年度滞納分の収納率を30%に目標を設定して取り組む。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>老朽化した配水管の布設替えが平成21年度に完了すれば、基準外繰入の要因となっていた漏水対策経費が削減可能となり、一般会計からの基準外繰出しの解消を見込んでいる。</p> <p>平成21年度より一般会計より2百万円の繰入金を確保することとした。</p>
4 その他	情報公開については、予算・決算状況を広報誌、ホームページにおいて公開している。

注1 上記各項目には、Ⅱで挙げた経営課題に対応する取組としてⅣに挙げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に挙げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的な内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 総上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「総上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上その他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
		(単位:百万円、%)											
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
1	未収金の徴収対策												
	改善額						0	0	0	0	0	0	1
	一般会計負担金の額								2	2	2	2	
	改善額(負担金の確保等)							2	2	2	2	2	6
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	増減数(人)												
2	維持管理費等	7	8	10	6	7	7	8	7	7	7	7	
	改善額(適正化)	0	-1	-2	4	-1	0	0	-1	0	0	0	-1
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	10	10	9	8	24	70	104	110	114	114	114	
	増減												
	計画前5年間改善額 合計						0						改善額 合計
													6
注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。													
※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。													
※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。													
3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的な内容」欄に併せて記入すること。													
4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。													
(参考) 補償金免除額													
1													

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	1.3	1.3	1.3	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
年間総有収水量(千m³)	127.2	129	134.9	88.4	75.7	85	87	88	70	90
公称施設能力(m³/日)	1066	1066	1066	420	420	420	420	420	420	420
1日最大配水量(m³/日)	546	557	606	383	383	375	385	388	223	403
最大稼働率(%)	51.2	52.3	56.8	91.2	91.2	89.3	91.7	92.4	53.1	96.0
供給単価(円/m³)	97.34	95.83	88.34	94.88	101.41	101.3	101.3	101.2	106.7	101.2
給水原価(円/m³)	64.03	73.75	82.81	93.64	117.52	192	87.2	85.1	106.9	85.9

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成27年度完成予定の小石原川ダムの建設に参画し、筑後川からの取水権を得た後、県南広域水道企業団に加入し、簡易水道事業を上水道事業に統合予定。
平成26年度上水道事業計画認可、平成30年度供用開始予定。